

みやぎの運河群利活用推進会議設置要綱

(名称)

第1条 「みやぎの運河群」とは、築造の歴史的背景がそれぞれ異なる5運河の総称として使用するものとする。(5運河とは、北上運河、東名運河、御舟入堀、新堀、木曳堀の全長約49kmをいう。)

(目的)

第2条 みやぎの運河群利活用推進会議(以下「会議」という。)は、「貞山運河再生・復興ビジョン」の趣旨に基づき、沿川市町や民間団体等の地域を主体とする継続的な推進体制の構築に向け、みやぎの運河群を活用した広域的な連携を推進することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) みやぎの運河群を活用した広域的な連携の推進に関すること。
- (2) 関係機関による情報共有や意見交換等に関すること。

(構成)

第4条 会議は、別表1に掲げる者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

- 2 行政機関の構成員については、代理者の出席を可能とする。
- 3 会議の下部組織として、別に定める「みやぎの運河群連絡調整会議」を設置し、行政機関や民間団体等における情報共有や意見交換ができるものとする。

(座長及び副座長)

第5条 会議に座長及び副座長を置き、座長は構成員の互選によって定める。

- 2 座長は、会議の運営を統括する。
- 3 副座長は、座長が指名する。
- 4 副座長は座長を補佐し、座長が欠けたとき又は事故のあるときにその職務を代行する。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、宮城県土木部河川課におく。

(会議の招集)

第7条 会議は、事務局が招集する。

- 2 会議の内容に応じて、構成員以外の者を招集することができる。

(会議の公表)

第8条 会議は、原則公開とする。ただし、会議内容によって、会議に諮り、非公開とすることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、事務局が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年6月20日から施行する。

みやぎの運河群利活用推進会議 構成員名簿

【学識経験者】

No.	所属	役職	氏名	専門分野
1	元 石巻専修大学 経営学部	特任教授	清水 義春	観光
2	石巻専修大学 経営学部	教授	庄子 真岐	観光
3	東北学院大学 教養学部	教授	平吹 喜彦	環境
4	東北大学	名誉教授	宮崎 正俊	情報科学
5	宮城学院女子大学 現代ビジネス学科	教授	宮原 育子	地域観光交流

※五十音順，敬称略

【行政機関】

	省庁・部局	所属職名
国	国土交通省 東北地方整備局	仙台河川国道事務所 副所長
		北上川下流河川事務所 副所長
		塩釜港湾・空港整備事務所 副所長
	環境省	東北地方環境事務所 国立公園課長
県	復興・危機管理部	復興支援・伝承課長
	環境生活部	自然保護課長
	経済商工観光部	観光政策課長
	水産林政部	森林整備課長
		漁港復興推進室長
	土木部	河川課長
		港湾課長
仙台土木事務所 河川部長 東部土木事務所 副所長（技術担当）		
教育委員会 教育庁	生涯学習課長 文化財課長	
市町		石巻市，東松島市，松島町，利府町，塩竈市，七ヶ浜町， 多賀城市，仙台市，名取市，岩沼市（関係課室長）

※市町は，みやぎの運河群の北から順に記載